

史料に見えた銭

小田 忠

はつめじ

川柳・雑俳などに詠まれている銭、銭には当時の世相が反映されているし、実情が浮かび上がってくる。理解できない川柳や判断を鈍らせる川柳も随分ある。

今もそうであるが銭⇨お金に対する愛着・憎悪、悲喜こもこもの歴史はどの時代であっても変わらないのではないか。

1 銭車

銭車は、銭が集まる店を廻り銭縶を購入する。引き子の若衆と大切な銭を守る年寄りが付く、また、引き子と、後ろを押す人が二人一組でその任にあたるが、銭の素材は鉄・銅・真鍮などがあり一枚〇・九

匁程、一縶は約三百四十グラムになる。人が担いでいる絵では、五十から六十縶は担いでいる。十七キログラムから二十四キログラムぐらいの重量なら一人で運べるが、銭車の絵を見ると銭縶が高く積載されている。銭車は木の車輪で回転が悪く、道は凹凸で、土を固めた状態だから、うまく進めない。五百縶だと百七十キログラムを二人で運搬するから重労働だと言わなければならない。千縶だと三百四十キログラムになる。

『俳風柳多留全集』の作品を見る。

銭車跡をおすのが首へかけ 三三六¹⁾

(銭を売買した時の証文を証文札に入れ、紐を首にかけている。)

銭車女を見てもしづかなり 三四十²⁾

(女を見ても重いからわき目もふらない。)

銭車相場きかれてあせをふき 十二¹³

(途中で今日の銭相場をきかれて、ちよつと汗を拭く。)

銭車廻らぬ見せにけしてなし 八七²⁴・一五九³⁰

(銭車が廻らない店は決してない。)

銭車若衆が一人まじるなり 二三²²

(銭を見守る年寄りと引き子の若衆。)

生ぬるい鉢巻をする銭車 三一九⁶

(なまぬるい鉢巻きは度々汗を拭くため。)

めつそつにおすまいぞやと銭車 六一五⁷

(ご親切にも後から押してくれるのだが、車を引くりズムがある

ので、調子を合わせないと車が引きにくい。)

よく回る人が押させる銭車 六三三⁸

(非常に重たいので慣れないと押せない。)

町中で銭車が見られたし、両替屋・銭屋などが得意先の商店を廻り
銭を購入する姿は一般的であったから川柳に詠まれるわけである。

『江戸の戯作絵本』に所収されている「天下一面梅鉢」には、銭車
の通る様を表現している。

(車引)「ウ、サアそこだア。殿様の御通りだ。車を屋根へ上げよ
う」

(後押しの小僧)「ウ、引」
呻き声をあげながら銭車を引く、ここでも銭車を殿様になぞらえて
いる。当時足軽・中間・六尺・徒士が道幅を広く取って往来し、往来

の者を困らせており、これに対する注意が安永二年六月、同八年六月
の御触書¹⁰が出されている。宝暦八年六月には牛車・大八車・地車・荷
をつけた馬などを乱暴に市中を引き廻して往来の妨げとなることへの
注意があり、大八車に積んでいるのは貴差しである。

2 銭屋の店頭

銭屋の店頭とおぼしき挿絵は、算法書などに見受けられるが、両替
屋か銭屋であるか判断できない。挿絵には、店の一部分しか描いてい
ない。それだけでは正確に判断ができない。『徳川時代の文字に見え
たる私法¹²』に借株の項の挿絵がある。銭屋の様子で、主人が番頭あた
りが丁銀と小粒銀が乗った皿と分銅の乗った皿で目方を確かめてい
る。左手前にいる男が天秤の前で、銭縞の銭を数えている。男の膝元
に銭縞が積まれている。銭縞と銭縞の間に七枚のバラ銭がある。数を
確認しながら絵銭や雁首銭が混じっていないか点検している。

『両替年代記關鍵 考証篇¹³』には、銭両替屋の店頭光景がある。天
秤の前後と横に銭縞がかためておいてある。銭を買いに来た客の前に
袋がある。ここには銀貨が入っていた。天秤で計量が終わり、銭相場
を参考にして売値を算盤で弾いている。この図を解説している遠藤
佐々喜は安永七年大阪版の「増補富貴塵劫記綱目」一名算法記の挿絵
であると云っている。所謂銭両替屋である。江戸も大阪も大体これと
同じものであった。特に注目すべき点は店先に張り出して置いてある

店看板に「紙とろうそく」と記している。大阪と江戸の看板の差異は、大阪では銭小売りの看板のみ、江戸に看板はない。

右の資料の咄として、大阪の三井両替店に昔勤めたことのある現存古老の只一人たる幼名源次郎事上田南嶺翁（七十五歳）の実話を紹介している。

一方、川柳を眺めると

銭見せの女お浪にお文なり 七五³³⁾

銭店の女であるお浪とは、明和四年に鑄造された真鍮銭。背面に浪の模様があり、これをお浪と洒落た。もう一人のお文は、一文銭からの転用。つまり銭屋には一文銭四文銭があるとの意。

雑伴にもこのような句がある。

両替見世の笹の金¹⁵⁾

（この句は銭両替に来た客が金貨や銀貨を出し、銭を購入した。銭皿と言われ貨幣を一時的に入れる容器のこと。この皿が笹になっっている。）

3 江戸の銭屋

『東京市史稿¹⁶⁾』は古老の話として、「寛永以来承応の頃まで、金銀両替という事、駿河町、両替町の外には、其筋の商人一軒もなく（中略）銭に替たき時は本郷、四谷、芝、浅草の果てよりも日本橋の南北の町へ来りてとのへたる事なり。」と事跡合考は書いている。

喜田川守貞も同じ見解で、「本郷四ツ谷芝浅草の果よりも日本橋の南北に來りて調べたること亦是は室町並びに通町南北四町が間に銭売りとして数百人が各三貫文つつ肩に掛けて少しの銭両替を数十年している。」このように述べている。この頃は店を持たず、辻で銭の売買をしていた。

銭買て紙買て行¹⁸⁾

（江戸の銭屋は、紙と蠟燭を商売にしている。紙と蠟燭の看板が銭屋のシンボルでもある。これは銭を買い、ついでに紙を買っていく、の意味。）

4 銭屋の看板

京阪の銭両替の看板は、長方形の板で表に銭の形を表し、その下に銭小売と書かれている。裏は「小うり」と書かれている。大阪の本両替屋は紺の無地、長さ三尺ばかりの麻布の暖簾をかけ、この暖簾には屋号記号などはない。勿論看板はない。一般的な看板として両替・両換の文字を入れ、形は商品や道具を模している。看板の発生に関係している。分銅型は、銭屋で天秤を使用する分銅からの転用。天保通宝型・寛永通宝は扱った貨幣を模して看板にしている。

大阪の銭屋の看板は右の通りである。両替屋以外にも兼業している。米屋・酒屋・油屋・紙屋・糸屋などは小銭がよく廻り手元に銭が貯まる理由もあって銭屋をする由縁でもある。

銭かんばんの竹のつゝ⁽¹⁹⁾

宝暦三年刊の「はいかひ天神花」にあるこの句は、京阪の看板にしては初めての看板といえる。竹の看板は、文献上でも紹介がないのでなんとも言えない。

5 銭箱

銭箱は銭両替屋にもあるが、銭の授受の多い店、米屋・味噌屋・酒屋・旅籠屋などの店にも置いてある。商売により銭箱の形はさまざまである。

銭箱へからくくと五十入れ 一〇²⁸

この銭箱は銭の投入口が朝顔型になっている。一度に何十枚も入るから銭と木箱の擦れる音がからからとすると、売上があれば銭を銭箱へ投入し、営業時間が終われば開錠して銭を勘定すればよい。

また、投入口の、一方の板が滑り台の様に斜めになっていて、反対の板は水平の作りになっている銭箱がある。銭だけ滑り落ちて、手は挟まって銭箱の中に入らない仕組みになっている。

銭箱の上に銭を入れる口があり、丸い鉄で出来た穴へ投げ入れる。横手に鍵が付いていて、引き出しになっている。五十文も一度に入らないが十文ぐらいなら一度に投入できる。

銭買に遣る人頼む⁽²¹⁾

(大量の銭を購入するためか、人を頼む。)

銭箱出して払つとる

(手元に釣銭の銭がないか、不景気で銭がない。やむなく銭箱を開けて支払いに宛てた。)

6 早道

『古銭語事典』⁽²²⁾によると、道中用の財布で、革製が多い、袋の部分と差し込み式の筒の部分から出来ている。中央を角帯に挟み、紐を結ぶので落とす心配がない。下の袋には銭を入れ、上の筒には一分銀・二朱金・二分金・豆板銀など両替用の貨幣を入れる。

道中用の財布とあるが、下の袋には銭を入れるとあるが、端銭を入れるにしろ百文ぐらいしか入らない。あくまで小銭入れの感覚で使用されたのではないか。常時五百文を携行していれば、専用の刺しうりの銭入れが必要である。

『精選版日本国語大辞典』俳諧・俳諧勸進蝶(一六九一)下「しづかなる杉を拝めば三輪の神(路通)出し入やすきはやみちの銭」(曲水)早道から銭の出し入れは早い。

7 財布

さいふでもたしやつたかとぜげんきゝ 一八⁽²³⁾

娘を買いに来た女衛が目撃したのは、娘を不憫に思い財布を持たせ

た親がいる。娘を売るぐらいだから非常に困っていた。それにも拘わらず、なけなしの銭の入った財布を持たせたのは親心である。「奉納八橋山俳諧一軸」文化十三年には七つの句を探し出した。その中から三句を見る。

金財布 質札入て大事が⁽²⁵⁾

(本来小判・二分金などを入れるのに質札を入れて金貨があると錯覚している。)

金財布 金のないので安気也⁽²⁶⁾

(金が入っていないので取られることも落としても安心である。)

金財布 縫せて首にかけてみる⁽²⁷⁾

(財布に紐を縫いつけ、落したり取り取られないようにしている。)

「浄瑠璃・博多小女郎波枕」には次のいいまわしがある。

尽きせぬ涙の手を振り放し、銀財布一つ投げ出し⁽²⁸⁾

(銀と書いてかねとルビがある。金財布も銀財布も同義。)

8 貯金

雑俳からいくつが抜出す。

銭筒へつごに落す貳百文⁽²⁹⁾

(女が身売った代金を銭筒へ投入している。)

銭筒は待かねて居る音がする⁽³⁰⁾

(なかなか銭が溜まらず、銭を入れるのを筒が待ちかねている。)

銭筒のたまらぬ底のぬけ上戸⁽³¹⁾

(銭筒の底を抜き、いつでも銭を取り出せるようにしている。)

銭筒の竹切る人の沙汰はなし⁽³²⁾

(銭筒の材料は竹であるが、その竹を切る人からの連絡はない。)

(貯金箱である竹筒に銭が貯まらない、必要に応じてここから銭を抜き取るから。)

川柳もいくつか詠まれているが、この二例はわかりやすいと思う。

針箱へお針ちくく 銭をため 九四⁽³³⁾ 20

(これも小引出しに銭を入れる。)

針箱は臍くり銭の文庫蔵 一五九⁽³⁴⁾ 26・31

(針箱にある小引出しは、銭を貯めるにはいい場所です。手文庫のようだ。)

お金を貯める川柳としてしばしば針箱が引用される。針箱の小引出しには数十文を貯め込める筈だ。

9 穴一

ここも雑俳から拾ってみた。

穴一はいろはといつてたたく也 一五⁽³⁵⁾ 31

あないちをする紅粉頭巾⁽³⁶⁾

(穴一するのは男の遊びなのに赤い頭巾をした女の子がしてい

る。

穴市の穴ふみつぶせ⁽³⁷⁾

(穴一をするには、穴を掘らなければならないが、ここでは喧嘩でもしたのか、遊びができないように穴を踏みつぶす。)

『日本遊戯史』にも穴一の説明がある。

穴一を行うには地上に穴を掘り、穴の前に線を引く、三四尺離れて一線を引き、ここより穴の中に銭もしくは穴一駒を投げ、穴に入ったものを勝ちとする。穴より出たものが負けとなる。もし線より手前に投銭したり、投銭が穴の中に入るとその投銭は左遷と称して、そのまま賭け、次の勝負に勝った者が賭銭も併せてとる。⁽³⁸⁾

しかし、

穴一はいろはといつてたゞく也一五⁽³⁹⁾

この句では、『日本遊戯史』の説明と矛盾する。

『日本歳事史』⁽⁴⁰⁾ 京都之部には簡単に説明している。

地上に銭を投げて勝負をする遊びで、天明頃から行われた。

『風俗辞典』⁽⁴¹⁾ は詳細な説明がある。

元禄頃には銭の穴一遊戯として隆盛をきわめた。手にある銭をタマと呼び、これを一つの穴に投げ込む、過って他の銭にあたるをヘルといい、輪形の線の外に打った時は、タレル、ナガレル、またはサセンという。それではこの句の意味の解釈はどうするの
か。

これは穴から外に出た銭に対しての銭、ろの銭、はの銭と周囲の子供が思いの銭にぶつつけるように示唆する。見事にあたれば、当た者が全部の銭を貰う意味ではないのか。『誹風柳多留三篇』⁽⁴²⁾の三三九の注は私の思いを伝えている。

穴市＝離れた所から、ムクロジの実などを穴へ投げ入れたり、ぶつつけたりして勝負を争う遊び。

10 富札

富札の川柳は悲しい内容が多い。夢を見たり夢を楽しむ川柳もあるが、富札は高値で庶民には買にくい。従って夢を見ることもできず、夢を楽しむ余裕もない。しかし何人かで購入したり、割札を買って夢を見た。

富の札買ふとむほんが腹に出来 一二七⁽⁴³⁾

(富札を買うまでは、第一の富・第二の富のことばかり考えていたが、買った途端に外れることを考えるようになった。)

札さしの近所で安い札を突 七七⁽⁴⁴⁾

(札差の近所は蔵前で、この近辺に割札屋があり、金一分の正札に対して、金一朱や銭五十文ほどで購入できた。)

感心寺命からがら言分すて 五五⁽⁴⁵⁾

(富札一枚が金一分だとすると、一カ月の生活費の十五パーセントほどになる。富札一枚にそれほど金をかけると、生活をするの

も大変である。)

富は一生の財なくす種 一〇〇⁽¹²⁷⁾

(富突きに夢中になると、お金なんか直ぐに無くなってしまつ。)

百両は塔より高い願いなり 五一⁽¹²⁷⁾

(そびえ立つ塔も偉大だが、百両が当たることは更に難しい願いである)

富を取つたら先ず家をこう建て 一四二⁽¹²⁸⁾

(現実的な川柳で、五十両でも当たつたら家普請をする。)

首く、りとみの札などもつてゐる 五⁽¹²⁹⁾

(首を括つた人が富札を持っていた。当然はずれ札である。)

富札の引さいて有る首く、り 七⁽¹³⁰⁾

(全財産で富札を購入したが、当たり札はなく、仕方なく富札を破り首を括つた。)

当りますまでが式文の船ゆさん 八四⁽¹³¹⁾

(二文の割札を買つて、富突の日までが楽しみである。この期間を船遊山と洒落込んだ。)

「浪花見聞雑話」富の札に大阪・京都での富の話しに触れている。

安永二年より同九年迄八カ年の間、大阪にて諸方の宮寺より願

上て富興行御免有。生玉にては京都大原寺の富、博労町稲荷に

ては京都小野御殿、

生玉大原寺といふ富札数、千五百枚也。札一枚の直段、式拾二

三匁より時に寄式拾六七匁。

十人割にして一枚百七八拾文計。

稲荷小野御殿富は、札数壹万五千枚也。札壹枚の価三匁五六

分。時に寄四匁。十人割にして壹枚が三十三文より時により

三十七八文也。⁽¹³²⁾

富籤で一攫千金をと思つのは人情である。江戸期の富札は高く、庶民に購入できる金額ではなかった。右の句では、たつた式文で富札を買ひ、当たるまでが楽しみである、といった句である。江戸で、どうしてそんなに安い富札があるのだろうか。時期、否場所だろうか。これは、先の川柳でも詠まれているように大阪では割札なるものがある。

一枚金壹分、安い札でも金一朱はする。銭相場が金一両で銭四貫文であれば、金一分なら銭一貫文、金一朱なら銭で二百五十文になる。

これに割札屋が利益を乗せるので、十人割で一人二十五文より高くなる。これを割札という。手軽に購入できて失敗しても破産することはない。

11 銭纏の数え方

省銭と丁銭が混然する両替屋・銭屋では、ひと纏ずつ数えていたのだから、それとも一定の長さの計測器具を使用していたのだろうか。江戸期の銭座は十九か所あり、各地で鑄造された銭は、時代により銭の大きさや厚みも異なる。各種の銭が流通していた。百枚でも若

千の差異が生じる。両替屋・錢屋では多くの緡を数える事になる。小生のように二枚かぞえでは時間がかかる。きりの良い五枚ずつ数える。すると、丁百はよいが九六百なら最後がうまく収まらない。ここは大人の数え方で九六百・丁百の公約数四枚で数えると丁百では二十五回、九六百では二十四回で数えることができる。川柳では尺取虫と呼んでいる。

錢をよむ指は尺取虫のやう 一四九八・10・24⁽⁵³⁾

(四枚つつ親指と人差し指で勘定する様が尺取虫の動きになぞらえている。)

右の川柳はこのことを言い当てている。また、錢を数える表現として「つく」という言葉を使用している。

四文つつつては女房おして見る 二〇二1⁽⁵⁴⁾

(百緡からたんねんに四文々々とつき出しては、あと残った緡をぐっとおしつめている。)

達磨の開帳錢を突うちに来 八九32⁽⁵⁵⁾

(達磨の開帳は人気が高く、錢を数えている内に終わった。つまり盛況だった。)

12 雁首錢

川柳ではあまり詠まれなかったようで、次の二例を参考に出す。

錢見せて雁首つぶすけちなやつ 一二四別2⁽⁵⁶⁾

錢緡に雁首錢を混入するだけでもケチなのに、錢屋で雁首を潰すとはいよいよのないケチぶりである。勿論、通貨ではない。

通用の出来ぬも百の内へ入れ 八八11⁽⁵⁷⁾

雁首錢が角錢か又はわけのわからない似せ錢を混入させる。右の川柳に詠まれている錢は不明で、種類は書いていない。通用しないことから幕府通用の錢ではない。思いつくのは雁首錢・絵錢・渡來錢などを錢緡の中に入れることだ。

『集古』巻五、「がんくび錢」は左記の資料を紹介している。

寛政五年唐來三和作の黄表紙『再会親子錢独樂』の中伊勢參宮のところに

うぢはしのうへより非人のあみへまいてやらる、番になりて雁首錢がじゅんなれどもかれはひとりあるきがでかねばとてまたこのづくせんのふしあわせとなる⁽⁵⁸⁾

松浦静山は『甲子夜話』続篇卷三で「予が少年のとき、糸屋才兵衛と云商賈あり。此男未だ中年以前なりしが、崎行ある者にて、世に煙管がんくびの損じたるを打つぶし、或は屏風金具の離れたるを切て錢形をなし、百文の錢數に充て通用する弊風を常に患とし、錢を以て己の売物を換る者あるときは、必ず是等の偽錢を取去て、正錢と易て買手に遣しけり。後に偽錢の累積せしもの、櫃に盛て數合ありしと。」⁽⁵⁹⁾

『浮世床』にもがんくび錢の描写があるので引用しておく。

又跡の月の晦日の晚、砂場で貸た蕎麦の代錢三十六文、しかも其内角錢が一文交つたさかい、おれも男ぢや、そりや取るまい。差

引残つて三十五文の銭、今こゝで受取うかい「ヲ、わりやマアしぶとい事ぬかすなア。そつちに砂場の出入があれば、こつちも出入があるはい。」⁽⁶⁰⁾

(先月の晦日の晩、砂場で貸した蕎麦代銭三十六文の内、角銭が一枚混じっていた。俺も男だから其の一文はいらぬ。残りの三十五文を返してくれ。オオお前はしぶとい奴だなあ、そちらに砂場の言い分があるならこちらには、はつたい茶十何盃も吞ませた代銭こゝで返してくれ。)

およそこのような内容であるが、蕎麦代銭三十六文の内、角銭が一枚混入していた件は、財布の中に入っていた事がおかしい。仙台領内限りの通用銭が大坂で使用されること、緞に入っているなら了解できるが、仙台藩の蔵屋敷があるから来阪の折りに誤使用された銭の未裔かと思う。

十返舎一九『替銭通用寿護録』⁽⁶¹⁾中の読みは、「かわりせんつうようすごろく」と振り仮名がある。この本はかわりせんが通用している事を書いた本らしい。つまり、貨幣として通用しない銭、絵銭、雁首銭、鳩目銭など貨幣としての役目を担っていない。絵銭は私鑄銭としての性格が強く、家を棟上げた時に鑄造した上棟銭、遊びから生まれた穴一銭、縁起を担ぐ駒曳銭、南無阿無陀仏・題目銭等が鑄造された。種類の多くは玩弄が特徴で、趣味的要素がある。雁首銭は錢緞の中に入れられたように語り伝えられているが、錢緞の中に雁首銭が混

入しているのを見ていない。ただ雁首を潰した形状は見たことがある。鳩目銭は伊勢で使用されるお賽銭の代用で、正貨を以て鳩目銭を購入する。

「前句冠塵塚」中に雁首銭を詠んだ句、
雁首も九十六騎の御吉文⁽⁶²⁾

(九六緞でも、雁首銭が入っていないと九十六文とはいえない。)

『替銭通用寿護録』⁽⁶³⁾上では雲に乗った佛が現れ、頭には南無阿無陀佛の念仏銭がある。次ページの挿絵には、錢緞を蛇に似せ、丁銀をナメクジに似せている。丁銀の左側には小判だが形状は蛙に見える。これは三すくみで、金貨・銀貨・錢貨の三貨を描いている。

最後の挿絵は、飴切りならぬ錢切りで、包丁で切ると一文銭が次から次へと転がり落ちる。まるで、組み飴である。

『替銭通用寿護録』⁽⁶⁴⁾中の挿絵には、駒曳銭・福神銭・恵比須などが集まっている。最後のページは雁首銭がおうこを降ろした者と話している。雁首銭が買物をしてる図がある。

『替銭通用寿護録』⁽⁶⁵⁾下は水芸を模して、水の代わりに銭を三文・五文と出している。

錢緞がうずたかく積まれている。見るからに数貫はあるように見える。

雁首銭の潰しは完全にべっちゃんこにせず、凹凸部分を残す、緞に混入してもすぐに見破られることはない。

寛政八年に出た黄表紙『替銭通用寿護録』⁶⁶の中に雁首が半天をきて
 飴屋に話している絵があり、本誌に出す図の如く様にて詞がきに

針箱の引出しや掛硯のすみにちさくなつていたがんくび銭までと
 つかへべいの手へ渡し残る銭とて一文なしぼつずめがかんやみで
 やたらにとりこみたがる食せたくも銭はなしあんまりかはいそふ
 だからそれでおいらがとびだしてきたのさ

かく雁首銭は通用銭に混りて使用されると、一人歩きが出来ね
 ば云々の文句の如く、公然一文つかいの出来ぬ銭なり、されど時
 には承知で飴屋が駄菓子とかへることあり。

一文銭を九十六緡に通して百文に使用が出来し時代ゆへ、緡に貫
 せし其中には寛永通宝のみにはあらず、雁首であれ、鋳であれ、
 一文銭の大きにて穿ある金具は通貨に混じて使用されし奇代の時
 もありしなり。

13 不足銭

丁銭・九六銭を渡した時、受け取った方は、銭緡を実際に数え百
 枚・九十六枚があるか確かめないのだからか。神経質な人は、一本や
 二本なら勘定することもあるが一日に二十本も受け取れば面倒臭く
 なつて数えない。市中では丁銭・九六銭の通用を認めている。流通す
 る過程でおかしな緡と思つてもそのまま流通している。

受取後おかしいと思つて数えたところ、二文ほど不足していた。そ

の為に店に行き交渉するのは筋違いの話である。現金銀の授受はその
 場で確認するのが原則であると同時に鉄則でもある。相對とはそのよ
 うな意味である。だが正徳五年十一月二十九日の触れによると、普通
 は緡の銭を確かめるのだが忙しい時期にそんな事は出来ない。大阪で
 不足銭の触れが出たのは元禄十六年、実際にはそれ以前に不足銭が出
 回っていた。

正徳五年十一月二十九日の触れ九九一の不足銭之事の内容は、

於町中数のたらさる銭を通用いたす由相聞候二付、度々申触候
 処、于今相止不届之至二候、節季前之払など八間ヶ敷時節にて、

一々改候義も難成、取かたのもの別而致難義由候、両替屋共八不
 申及、数不足之銭通用仕もの於有之者可訴出候、吟味之上急度曲
 事二可申付候條、此旨三郷町中可触知候、以上⁶⁷

右記の通りだが、何度も触れを出しているが、一向に効果が現れな
 い。緡に銭を入れる時に二文なり三文を少なく入れ、金一両で銭六貫
 であれば丁銭で六十緡ある。二文少なければ百二十文、三文なら百八
 十文をかすめ取ることになる。極端に少なければ受取を拒否して別の
 緡をくれ、ということになりかねない。意図的にしても大した旨みが
 出てこない。

正徳五年から六十余年経つた、安永七年五月二十七日の触れ三〇〇
 三、「数のたらさる銭通用致間敷事」として出されている。

町中二において、数之たらぬ銭通用之儀堅致間敷旨、先年今度々々相
 触、尚又宝曆六年同八寅年二も願人有之、相触候処、又々近頃

二至、猥二成候趣相聞、不埒之事二付、急度咎可申付候へ共、誰々と申事も不相知、其上先達而相触候儀も、年久相成候事故、令忘却候者も可有之哉二付、尚又此度触知セ候條、已来両替屋八不及申、其外諸商売人共別而相嗜、不足之銭通用致間敷候、若此後右体之儀有之八、吟味之上可及沙汰候條、此旨三郷町中可触知者也⁽⁶⁸⁾

この触れを發する二十年前にも触れを出したが効果なく、先年より度々触れを出すも効果がなく、一段と厳しい内容になっている。ここでは不足銭の通用を認めないことをいいながら、不足銭に対する解決方法がない。

寛政六年四月二十七日、触れ三七〇六、数不足銭且仙台銭一切通用仕間敷、

一於町中数不足之銭ヲ致通用候由相聞候二付、不足無之様、前々々度々触書ヲ以嚴敷申渡置候處、近頃相弛、百銭之通用別而小數不足いたし候趣相聞へ候、両替屋銭屋八商売筋之儀、別而可入念筈之所、無其儀、かぞへ違二候八、余計之事も可有之処、不足の三二及聞、甚不正之至二候、以来數不足之繫銭致通用候者於有之者、可為曲事候、且先達而申渡候通、(中略)數不足之繫銭通用いたし、又八仙台銭取交候八、早々可訴出候⁽⁶⁹⁾

天保七年九月五日、達一八四六、數不足并仙台銭、一切通用仕間敷事

通用銭之内、銭二似寄候紛敷銃取交、又八數不足之銭等致通用候

趣、右二付おのづから銭相場致下落、下々二而及難儀候由相聞、不埒之事二候、不足銭之義八、前々々も触書を以嚴敷申渡置候儀二付、両替屋銭屋共別而入念べく筈二而、算へ違ひ二候八、余計之事も可有之処、不足の三二及聞、甚不正之至り二候、向後右体紛敷銭を撰除、數不足繫銭等無之様別而入念、一己之利潤而已二不構、正路之可致取引候、且仙台銭之義是又先達而相触候通、嚴重二相心得可申、万一右体紛敷銭八勿論、仙台銭等取交取扱候もの有之八、急度可令沙汰、此段兼而相心得可申候、右之通三郷町中不洩様申聞可置事⁽⁷⁰⁾

銭縮より一文二文を抜き取り新しい緡に通したところ大した儲けにならない。面倒くさいのでおかしな緡を發見してもそのまま流通させている。不足銭を問題にする労力と時間を無駄にしない選択をした。もし不足銭を發見したらどこに届いたらよいのか、誰が不足銭を補填するのか、兎に角両替屋・銭屋にその責任を一方的に負わせられない。所詮、たらいまわしになるだけで、責任を負うと損になる。文銭を補充しなければならぬからである。幕府の方も緡に対する不足銭の解決策はなかった。不足銭としての緡を貨幣として決めて流通させている。何回も触れを出していて効果がないのは、当時の人々は確かめるよりも流通させる方が重要だと考えていた。確認して不足が有れば文銭を補給するシステムが存在しないからそのままになっている。

14 両替（銭を買う）

銭両替とは銭を買うことである。原資は金貨か銀貨である。金貨であれば金一両で銭如何ほど、金二朱で銭如何ほど、銀貨であれば銀一貫目で銀如何ほど、と相場の基準があつた。

実際の両替は、金一両、金二朱を出して銭を買うのではない。これは銭相場の単位である。通常は金一朱・豆板銀を出して銭を買う。勿論、五六人で旅をする場合、代表で銭を買う場合は、金一両で銭を買う時もある。銀貨を携行しないのは、銀貨は重く旅に不向きである。歩行が基本であるから重たいもの、高張る物を携帯しないのは旅の常識である。

『近世豊橋の旅人たち―旅日記の世界―』⁽⁷¹⁾「道中覚日記」から引用する。

紅林昌豊の当主は二川宿で代々宿村役人を勤めた。同行者は組頭彦十郎、百姓代小兵衛と思われる。延享四年（一七四七）のことである。

代金考分也	宿泊地	銭買い	
三月十五日	池鯉鮒宿	池鯉鮒宿	壹貫貳百三拾文
同十六日	名古屋		
同十七日	大垣	名古屋	壹貫貳百四拾貳文
同十八日	高宮	鳥居本	壹貫貳百廿文
同十九日	武佐	武佐	壹貫貳百拾五文

同二十日	勢田		
同二十一日	京	京	壹貫貳百貳拾文
同二十二日	京	京	壹貫貳百拾四文
同二十八日	大坂	伏見	壹貫貳百拾五文
四月二日	枚方	大坂	壹貫貳百拾五文
同三日	大津	宇治	壹貫貳百拾文
同四日	水口	水口	壹貫貳百拾六文
同五日	むくもと		
同六日	榑田	むくもと	壹貫貳百三拾文
同七日	伊勢	伊勢山田	壹貫貳百四拾文
同八日	松坂	新茶屋	壹貫貳百四拾五文
同九日	四日市	神戸	壹貫貳百四拾文
同十日	甚目寺	桑名	壹貫貳百四拾文
同十一日	名古屋		
同十二日	名古屋	名古屋	壹貫貳百五拾文
同十三日	茶屋		

この史料では金壹歩で銭を購入している。一貫二百文ぐらいで一日を過ごしている。全部で十六歩、金四両で賄っている。三人の旅としては、無駄遣いをしていない。

明和四年に四文銭が鑄造発行され、同じく天保六年に天保通宝を発行した。さらに文久二年に文久永宝、万延元年には鉄四文銭が発行さ

れた。当然のことながら錢相場にこれらの貨幣の相場が存在した。四文錢や百文錢に相場は立つが日常の取引の基本は一文錢であった。宝永五年（一七〇八）に京都七条創鑄の銅十文錢は宝永大錢と言われ、大錢一個を以て寛永通宝の小錢十文に替える。翌六年大錢は錢相場にかかわらず、調錢にて大錢四百個で金一兩、錢四貫文替えと公定。しかし、九六錢にも対応できないし、庶民の人氣が無く一年で中止になる。

相場で四種類の錢相場を書き写している。金相場でも同様で通用金を基にして相場を決定している。品質の劣る小判と通用小判との差異があれば市中では、発行されている小判の両替は通用金と比較していくらと決めている。品質の悪い小判は価値が下がる。錢の場合も同様で寛永通宝が両替時の代表で、これに劣る貨幣は両替比率は下がる。ここに掲載されている相場は以前から存在しているように思う。

「算法知恵袋大全」⁽²⁾ 文化三年刊行、この算法書に御吹替金銀引替算がある。それによると、元ノ字金百兩に通用金二兩二分まし

元ノ字金九十七兩二分吹替金五十兩被下ル

通用金百兩に吹替金五十兩被下ル

元ノ字銀壹貫目に通用銀六百まし 此度の吹替新銀の時八八百
兩被下ル

二ツ宝銀壹貫目に通用銀三百まし 此度の吹替新銀の時八六百
五拾目被下ル

三ツ宝四ツ宝八壹貫目二吹替銀五百目被下

これと同様のことが切貨にも現れる。享保元年には、享保小判を乾字一分判に替るには切貨二匁、享保一分判とは四分又は五分の切貨であった。降つて安政の頃には一分銀を出して小判に替へるには百兩に付十匁余を添え、一分銀を出して一分金或いは二朱金に替へるには二三匁或いは五七匁を添えた。これは小判及び一分金（一分判）の数が少なく、且つその値が高かった。

『大阪商業史料集成』第三輯の記述には、

金子一兩に四貫文、同一分に一貫文たる事は、從來再三布令を以て堅く規定する所ありしも、到底其の實行を期すべからざるものあるより、明曆二年十二月の錢取引令によると、錢瓶橋・神田橋の辺りに高札を立て、独り之が買占めなるものを禁じ、時の相場に依りて、相対にて売買する事を許すに至りたり。

一町中にて錢取引之儀、時々之相場次第相対にて売買可仕事⁽³⁾

明曆二年以前は、金一兩に錢四貫文の相場を堅持する布令を再三出したが守られず、明曆二年十二月⁽⁴⁾には、錢の買い占めを禁止、時の相場を相対にての売買を許可した。つまり錢はここから通用錢と他錢との相場が認められた。これ以前は暗黙であるが価値の差にプレミアアをつけていた。金銀も同様である。「在京在阪中日記」に錢相場の記録がある。

慶応元年五月十九日

一兩替 錢相場安く御座候

とふ錢二朱にて 九百より九百十文迄
 文久錢二朱にて 八百八十文より九百文迄
 当百二朱 八百八十文也
 一文錢二朱にて 八百文八百廿四文⁽⁷⁵⁾

寅年五月十八日

一錢相場金二朱二付両替

天保通宝

九百四拾八文

文久

九百七拾弐文

銅錢

九百八拾八文

拾弐文錢

九百七拾弐文⁽⁷⁶⁾

地方の錢相場として、『磐田市史史料編五』からの資料を引く

天保十四年六月 見付宿の錢相場

覚

一金壹兩二付 錢六貫七百文

右者当宿錢買上相場書面之通相違無御座候以上

天保十四年

見付宿

卯六月

年寄 平七

年寄 孫兵衛

中泉 御役所⁽⁷⁷⁾

江戸・京・大阪で金銀錢の相場が立っている。その他では、相場が

立たず、三都からの相場伝達所が二十五か所あった。どのような伝達所が存在したのか詳細は不明である。

15 江戸における錢の公定相場の意味

『国史辞典』にある「金銀錢公定相場」⁽⁷⁸⁾ではつぎのように説明している。

幕府の対策として、その時々金融情勢と米相場（米は江戸時代の物価の標準）とに対応して公定相場を規定した。これを御定相場という。大判の七兩二分替、小判の六十目替、錢の四貫文替などとその主要なものである。大判の七兩二分替公定は享保十年に始まって永くその効力を維持し、後々の道具屋の道具評価の符牒に「本金」といえば小判七兩二分のことをいう習慣もこれから起こった。元禄十三年に始まり、江戸の「通り相場」となった。この公定相場で江戸では何時でも銀を金に替えたためこれを江戸銀とも唱えた。

雑誌の「貨幣」第二百四十一号から「慶長以来錢相場の公定相場略年表」を左記に掲げておく。

慶長十三年 永樂錢通用禁止の時 永一貫文(金一兩)に付銀四貫文

元和二年 金一分に錢一貫文同

元和四年 金一兩に錢四貫文同

寛永三年	同上	同上
寛永六年	同上	同上
寛永十三年	寛永通宝発行の時 触書	寛永銭は金一分に一貫文、金一両に四貫文
明暦元年	触書	同上
延宝二年	同	金一両に付四貫文、金一分に付一貫文
天和二年	同	金一両に付銭四貫文
元禄十三年	同	同時に、金一両に付銀五十八匁より六拾目替の定 (六拾目建の始まり)
元禄十四年	同	金一両に付銭三貫九百文
宝永二年	同	同上
宝永五年	大銭発行の時 同	金一両に銭三貫九百文より四貫文迄
元文元年	銭高値に付引下の為	金一両に付銭三貫百五、七十文の定
天保七年	銭下値に付引立の為	金一両に付銭五貫七百文より六貫文迄
天保十三年	触書	金一両に付六貫五百文の定
天保十四年	大阪町触	銭一貫文に付銀拾匁以内にて売買すべからず、拾匁 以上は不苦旨
嘉永二年	触書	銭相場御定中止、天然相場に復す
嘉永三年	同上	同上
明治元年	布告 丁銀豆板銀通用停止の時	金一両に永貫文、銀六拾目替(右永は永銭にあらず、金の別称たる永なり)
明治二年	布告	又々銭の相場建を許可
明治三年	同	時相場を許可、但京撰の間追々銭潤沢となるにつ

明治四年 布告

き、銭底底杯と唱え、拾貫目より以内に引き上げへからざる旨

旧銅貨と新貨との比較品位制定

天保通宝 八厘銭 十枚を以って八銭

寛永通宝 青波銭、元四文銭 十枚を以って二銭

文久永宝 波銭、元四文銭 十枚を以って一銭半

寛永通宝 耳白銭 元一文銭 十枚を以って一銭⁽⁷⁹⁾

16 四文銭

『江戸の戯作絵本』続二、に「京伝憂世之酔う醒」に四文銭の話がある。

銭ざいぐ、我はこれ、四文銭一本や南鐐一ツ片という下卑な所
でなく、(後略⁽⁸⁰⁾)

銭纏で一本に束ねた四文銭百枚。吉原の下級見世や私娼街での遊
興費は四百文から二朱位

南鐐は良質の銀貨で、南鐐二朱銀と呼ばれている。明和九年の南鐐
二朱銀は古南鐐と言われ、文政七年に改鑄された銀貨は新南鐐と呼ば
れている。いずれも金一両の八分の一の値で、計数貨幣である。金一
両が銭四貫文の時、二朱銀は銭五百文の値である。

『古事類苑⁴²』でも次の説明がある。

金銀御吹替次第、明和五年五月二日御触

世上通用之為め、於銀座真鍮錢吹方被仰付候付、右真鍮錢壹文二

而、並錢四文之代り相用ひ、国々二至迄、無差支可令通用候者也

四月

右之趣可被相触候⁽⁸¹⁾

遠藤佐々喜は『国史辞典』の四文銭で、「四文銭通用の諸物価に及ぼした影響は、黄表紙の笑い話として、串団子一本五個さしを五文で販売、その内一つ減らして一本四個さしを四文で販売した。従来は、三文五文を通価とするもの多く、四文銭が出来た頃には、釣銭勘定むづかしく困ったものも多かったが、暫時慣れた。」と書いているが、これは林若樹の「串団子の数」を読んでの事、文中に「五月雨草紙」の引用があり、そこには次の話が掲載されている。

余が祖母なる人は、天保七申歳に、八十五歳にて物故されたれば、其生年に遡れば、宝曆一申歳の出生なり、諸買物は三文五文を以て、通価する大かりし故、四文銭の出来始めは、勘定六ヶ敷して困れり、其頃は夕刻門前を商人の、三升々々と呼びながら売歩行事あり、是は錢百文に白米一升にと安売なり、され共其米を買ふ事は甚だ恥て、能々の貧弱ものならざれば買ざりし、諸式も皆天に連れて安し、菜は一把三文、蛤は一升六文が極り直段にてありし、四文銭の出来始は勘定六ヶ敷て困れり云々⁽⁸²⁾

この言葉を飛躍させて釣銭勘定むづかしく、としたのではないか。

『日本国語大辞典』でも咄本・春袋(一七七七) 述懐

南鐮の所へ四文銭が来まし⁽⁸⁴⁾

四文銭で三文なら一文の釣り、五文の物なら一文足せばよい。四文銭二枚で八文、五文の物なら三文の釣りになる。一体釣銭勘定の何がむづかしいと困っているのだろうか。

『岡替年代記關鍵 考証篇⁽⁸⁵⁾』によると、「明和二年より安永三年に至る十年間諸国に於て鉄銭及真鍮銭の発行著し」とある。宝曆十三年から明和五年までは、四貫十文から四貫四百三十文で推移している。

この頃銭が少ないために銭が高値になっていた。是を解消するための政策であった。

釣銭を渡す時、慣習があり、呉服などは、銀極、つまり銀貨で支払うのが習わしであった。釣銭は包銀あるいは、なければ銭で支払うことになる。ただでさえ一文銭が不足している時期に四文銭を作られては、扱いなれぬ四文銭と不足している一文銭の遣り繰りが大変だったと推察する。一定の文銭が有っても釣銭が滞るのは当然で、四文銭があつても二文の釣りに対応できない。

林若樹が「串団子の数」で引用している安永頃の黄表紙で勝川春常の笑い話がある。題は「四文銭」。

か、さん、ぜにを呉んな、それといふて四文ぜに一文やる、あい

もなくきて、またぜにをくんなどねだる、いまやつたにひつこい子だ、それでもいるからくんなよ、それといふてこぜにをやる、つりでないのをくんな。⁽⁸⁶⁾

一文銭が不足しているから四文銭では釣銭が出せず物が買えない事実がある。子供は釣銭のない文銭をねだっている。

安永二年板笑い話の今出川、この題も「四文銭」。

或時朝起きてめしを焚かんとて四文せににいひつけて水をくみにやるに、はやひるになれどもかへらず、ていしゆはら立あとよりむかひにゆきければ向ふよりしほくとしてくる「ていしゆおのれ今までどこへいつてゐおつた水なら手桶に一つそのくせ水もくまず大べらばうめ「イエ〜どこをあるいてもつりがござりませぬ。⁽⁸⁷⁾」此勘定のむづかしいのを諷したのでありませう。」

と言っている。それでも三文五文が小売の標準値であることを固く信じている。ここでは銭が不足して、釣銭が出ない様を表している。

五盃で去ぬる四文銭⁽⁸⁸⁾

(盃一杯が一文の酒を五杯も飲めば、お金が足りなくなる。それで四文銭二枚では釣銭が不足するので去ぬると言葉を入れた。)

17 九六銭・丁銭

銭纏に百枚あるのを丁銭・長銭・丁百などと言い現わす。

同じく銭纏に九十六枚を以って百文として通用した。九六・省百・九六百などと言い現わした。一般的に地方は九六百が多いと遠藤は指摘している。

何故省銭が発生したのか、諸説があり、同じ省銭でも九十六枚と九十七枚ではどのように違うのか。一説によると口銭をとった話と、九十六枚の場合二でも三、四、五、六、八と一回は割る事ができるが、七と九だけが割り切れない。銭を分配する時に丁百より九六百の方が分配しやすい。

現実に九六百の地域と丁銭の地域がある。そのため算法書にある換算が必要となり、そこには九六算の例題が掲載され、九六百から丁百の交換の仕方が紹介されている。

この換算は、本人が所持している九六百の纏が、丁百の村に入ると、四文を加算して丁百にして使用する。逆に丁百の纏を持って九六百の村に入れば、纏から四文を取って使用するという意味である。数年前に大塩事件研究会で貨幣の話をしたが、この時の質問者は、この世に九六百しかないという認識だった。私も具体的に九六百が使用されている地域と丁百がある地域を例に出せばよかつたのだが、突然の質問で具体的に説明できず、悔いを残す結果になった。

宝永大銭が出来た宝永五年の銭は十文通用、十枚で百文だから丁銭には都合がよいが、九六百が多い地域では不人気であった。それも、

一文銭と十文銭を混ぜなければ九六百の銭纏は作れない。十文銭を九枚に一文銭を六枚であるが、銭の大きさが違うので両替屋・銭屋はつらい思いをしたと思うが、不人気のためたった一年で（宝永六年）中止になった。雑俳から九六銭・丁銭を引用する。

九十六文渡す百⁽⁸⁸⁾

この句は九六百の纏を渡す様を詠み、

百締る銭丁度百⁽⁸⁹⁾

対象的なのが丁百の纏を渡す様を詠んでいる。

壹文も九十五文もはしたにて⁽⁹¹⁾

九十六枚で一纏になるため、一文でも大した物は買えない。九十五文では一纏として使用できない意味。

九十六文あらうかの⁽⁹²⁾

一文欠けていれば一纏として通用しない。

九十五文ぬけたさしづめ一文衆⁽⁹³⁾

先程の句と同じで一文なければ一纏として通用しない。

九六百にしる丁百が一般的だが、念を入れて旅日記からも紹介する。

「伊勢参宮并熊野三社廻り金毘羅参詣道中道法附」安政六年

黒井此所より丁百遣也

太田川これより九六百也

「道中帳」慶応二年

柏さぎより荒浜へ二り 此所より長銭なり

「伊勢参宮并金毘羅参詣道中記」嘉永六年

四月二日 水沢 宿 御本陣 惣右衛門 はたご代長銭百十八文

四月七日 長町 泊り 山田屋丈右衛門 上はたご百六十文 両

替半切長銭八百九十五文

四月十二日 白坂 泊り 若松屋新右衛門 両替九六壹貫七百文

（傍点は筆者）

川柳や俳句で詠まれている材料は九六百と丁百であるが、道中記の史料では、内容に変化が見られる。「柏さぎより荒浜へ二り」このあたりは長銭、水沢の宿でも長銭で支払う。だが長町での両替は半切で長銭、白坂の両替は九六にしている。勿論、両替時九六百でも丁百でも同じことだが、使用する地域が限定されている。これはその地域の商慣習だから承認しなければならない。

先の『磐田市史料編五』の史料を例題にすると

天保十四年六月 見付宿の銭相場

覚

一金壹兩二付 銭六貫七百文

右者当宿銭買上相場書面之通相違無御座候以上

天保十四年

見付宿

卯六月

金一両に銭が六貫七百文ある。この値は丁銭で、各宿場なり両替所は、これを基準にして丁百なり九六百の両替を行った。

丁百の場合は、金一步で一六七五文、金二朱は、八三七、五文になる。

九六百の場合は、金一步で一七四三文、金二朱は、八六九、五文になる。

18 緇 緇売り

『精選版日本国語大辞典』には、「円形方孔の銭貨の穴に通して保管または運搬などのために使われる緇。藁または麻なわ製のものが通例である。百文緇、三百文緇、一貫文緇、などがある。単に「さし」とも言われ、銭貫（ぜにつら）。銭繩（ぜになわ）。虎明本狂言・河原太郎（室町末―近世初）『鳥目がたくさんにあらふ程に、おこさしめつなひでやらふに』ぜにさしをなふ⁽⁸⁸⁾とある。

『醒睡笑』二にこのような笑い話が掲載されている。

伊勢の桑名に喜蔵庵とて、いかにもしい坊主のありし。たまさかに賓客の来れり。対面の後、眼蔵に入りて再び出でず。客不思議に思ひ、そこあたり尋ぬるついでに、眼蔵を見られたれば、銭緇切るか腹切るか 脇差をぬぎ、百つなぎたる銭繩の口にあててみけり⁽⁸⁹⁾。「こは何事ぞ」と問はれしかば、「されば候よ。この百銭の口をきらうか、

さらずは腹をきらうか、その思案を任る」と申しあへり。

緇売り―江戸川柳には緇売りの句がいくつもある。当時、稲作文化から生まれた藁は、日本の至る所にあつた。藁を原材料にした工芸品は時間も技術を必要としたが、銭緇は見よう見まねで誰でも作れた。藁の緇の写真が岩手県立博物館の図録『お金と人の世』⁽⁹⁰⁾に掲載されている。少し小さな写真だが、藁の先が掠じられている、これは銭を通しやすくしてあり、中央部はそのままである。後ろは銭が落ちないようにつまみ結ばれている。

宝永大銭が発行された折、不評だった。九六緇に適合しないからである。理屈上、十文銭が九枚と一文銭六枚を一緇にすればいいのだが、現実的な取り扱いは不便である。まず一文銭と十文銭の大きさが違い、緇の束にした場合、凹凸が出来スマートさが消失する。丁銭十枚の緇をばらして分配する時にも一文銭なら分けやすい。

十文銭はぞ宝のねかし物 松本 東兎

（宝永大銭も使用されなまま一年で使用中止になったので、宝のねかし物といっている。）

「増訂半日閑話」巻十二には、

緇は青き芋繩にて渡りしを両替屋にて藁の緇を墨にぬりて両替す⁽⁹¹⁾。今は夫だけ黒く染す。

墨を塗り黒にして目立つ必要があつたのか、黒くして丁銭か省銭か

を見分ける必要が生じたのか。否、一文銭の緇と四文銭の緇が一目で分かるようにした。

緇は「夜なべに銭さしなふ隠居」の句のように、隠居あるいは、川柳に出てくる人足・臥煙が作るが、地方に行けば、田から生まれる藁を使用して緇や小縄が作られ軒先に吊るし販売していた。緇が消失したり値上がる心配はなかった。

銭緇ばかり残る枯野や悟り草、と江州ヒコネ春慶堂が詠んでいる。

また、銭緇を沢山作り、小づかい銭にしようと思っただか、しかし売れずに手元にある銭緇を見て芭蕉の句を思い出し、「枯野は兵どもが夢の痕」「旅に病んで夢は枯野をかけめぐる」の句を引用したのだから。

材料の藁は入手は簡単だし費用もいらない。つまり、誰でも緇は作れた。自作して自分で使用する。誰でも作れるから売れない。小づかい銭にしようと思えば、押しの強い威圧感のある火消しや・人足などが適役だった。守貞漫稿も同様のことを示唆している。

緇にまつわる話は結構多い、川柳や雑俳、『守貞漫稿』、江戸の町触れや大阪の町触れにも多く見える。

『誹風柳多留』によると、

銭売とさし売きつい違ひなり

四六四

(銭店は立派だが銭緇売りの乞食同様のゆすり者とはえらい違い。)

入らぬ緇買って酒屋は静かなり

六八

(藁で作った緇を持って浮浪人が諸所へ売り歩く。お触れでも禁令がある。酒屋が買ってくれたので静かな状態であるが、もし買わなければ浮浪人共が騒ぐので喧しくなっていた。)

緇売の老込んだのがたわし売

八二三

(緇売りの手先として来たのがたわし売りだった。)

あるかへとうそりくくと両かへ屋

四一

(緇売りが緇はまだあるかい、といって胡散臭そうに入ってくる。)

銭緇は日常使用されるものだから、そこに目を向けた中間共の押売りに商家の人々は辟易していたのである。

喜田川守貞は江戸・大阪で長年暮らしていたので、日常の描写も詳しい。「江戸では火消役邸の中間の内職にこれを作って市民に売る。

およそ十緇を一把として、十把を束とする。束の値段は約百文を与える。京阪では一把以上を売る。一把は六文ばかり。」と記す。

『江戸町触集成』第九巻には、銭緇の押売りの触れがある。

(寛政二年) 戌八月十九日

樽二而年番名主江被申渡

都而武家方火消役場中間共、銭さし又八草履等町方江持步行、押売致候義も有之趣相聞不届二候、尤其向々二而敵舗申渡置候由二は候得共、若右躰押売等致候者も有之候八、其所二留置、早速月番之番所江申出候様、年番名主共ヨリ不洩様可申渡事

八月

右元通河内守殿被仰渡候間、名主支配限不洩様申継置、日行事持之場所は見最寄名主共々可申継事

右の件は河内守の殿命で、名主の支配に限らず洩れないように申し継ぎしなさい、と言っている。

続く『江戸町触集成』第十一巻でも、

(文化十四年)文化十四年丑三月 月番

町々諸商人共方江、武家中間其外町方二罷在候銭指売とも、右銭指を押し致、且又及不法候儀も有之由、右は商人共家業之障二相成、難儀致候者も有之趣二而、実々町方一同難儀致候哉、小分之事二而格別迷惑と申程二も無之哉(後略)

十一番組肝煎名主共

右は小川平兵衛殿古谷武右衛門殿調有之、返答書差出候⁽¹⁾

小川平兵衛・古谷武右衛門の返答書の内容は不明だが、寛政二年の触れから二十七年経過しても日常的に押し売りが続いている状態である。

『江戸町触集成』第十四巻、ここはかなり強い語調になっている。

(天保十三年)三月十五日 月番

一銭さし押し致候もの

但、尻突有之もの之事

略

右之者有之候八、取押置、御申越可被下候事

三月十五日

加藤

岡村

小林

小倉

市中商人共江役場中間其外諸家中間共、銭さし押し不埒之事候、

向後右様之所業いたし候もの於有之は、見懸ヶ次第召捕候様可被

致候

三月

右之通被仰出候段、従町御奉行所被仰渡候間町中不洩様早々可相

触候

三月廿九日

町年寄役所⁽¹⁾

文化十四年の触れより二十五年後、押し売りは続いていた。

ここでは銭纏の押し売りに、これに類する者に対して取り押さえて連絡せよ、ときつい内容になっている。中間共が銭屋への押し売りは不埒の事ゆえ、見付次第に召し捕れといっている。

『大阪市史史料第三輯』所収の「浪花文庫」に寛永通宝鑄銭の項が

ある。

たとへ八九州二而肥前八疋錢目を式十文と定めて、国錢と云て古
 今用ひ来る故、六錢目つなき丁錢百廿文さし也。是を八本二而
 八々二八の数を合せ、九六疋貫文と成也。筑前八疋錢目八十文と
 定たる古法之國錢也。通用丁百六十文さし式文目つなき也。是を
 六本二而六々六々數二而、九六疋貫文と成ル。

大坂二而壹匁二錢七十文之相庭なれ八、錢百四拾文を式匁と定
 め、是を錢ざし壹筋二つなきて入る也。しかも律義にして煙管の
 雁首・鉄錢、其外紛八しき物は是を悪錢とて省きて通用する也。

19 青緇

『精選版日本国語大辞典』には、「青緇―紺色に染めた麻繩の錢さ
 し。また、それに通した錢。普通の錢ざしわら繩であるが、江戸時代
 公儀からの賞賜の場合に、特に用いられたもの。」

雑俳の「はいかい天竺花大名」宝曆末年には左の句があつて、

青ざし幟り行く初日

この句は演劇、相撲の興行で、初日に行くとき旗場には青く染めた幟
 が立っている。

青緇は幕府から報奨された貨幣。孝行に励み、善行を積み重ねた人
 に与えられる錢緇で、緇は藍で青く染められ、丁百を基準にして、百

文緇・二百文緇・五百文緇・一貫文緇が善行の内容によって与えられ
 た。一方、葬式の緇は麻の地色と麻を黒く染色した二つの麻を撚つ
 て作られ、遠目には白黒に見える。

『日本通貨変遷図鑑』には、「これを賞与として与える。時は緇の
 両端を青く染めて立派にして〈青さし〉といった。青さしの写真には
 百文、三百文、五百文があり、別におおさしとして二千五百文があ
 る。』方泉処』四号には写真付きで、依緇四千枚が掲載されている。

倭訓栞・俚言集覽等に「青ざしといひて錢の事になれる也。』江戸
 時代中期以後の俗語」と遠藤佐々喜は言っている。古くは、貫緇・緇
 錢・連錢、又単に鳥目とも唱へた。

進物の貫緇拵へ様は紺染めの芋繩、太さ六分廻くらのもので片々
 に百文ざしを五つづつ両方に結んで留りを片々短く片々長く切る習わ
 しである。

結び方にも真・行・草・婚礼・香典など様式が異なり、結び目に封
 印したのもある。

進物の鳥目拵様 常の鳥目

蠅頭結 はい頭

婚礼の時の鳥目

叶結 五行結

江戸時代以前は庶民以上の礼物として使用され、それ以後は、金銀
 が多く使われるようになって、庶民に対する下賜又は献上の礼物と
 なった。

『両替年代記關鍵資料篇』御定両替屋二拾四番組 月並出錢集 両
 替行事勤にも次の記載がある。

覚

一青さし銭上納仰付候。明七日五つ時御出勤可被成候。右は御通達申上候。

四月六日

会所⁽¹⁸⁾

20 釣銭前夜

釣銭の始まりは、銭以外に金貨か銀貨が存在しないことには発生しない。銀貨と銭の関係では、銭と銀の相場が有るといつでも小割計算ができる。金貨と銭の関係でも同じで、金一両が銭四貫目の時、金一朱は、銭二百五十文である。物の値段が三百七十五文であれば金二朱を出せば釣銭は百二十五文になる。銀貨は室町時代末期から安土桃山時代にかけて国産銀の量を増加させた。日本産の銀貨を諸国で生産した。石見銀・秋田銀・萩銀判などで、一般的には灰吹銀と言われ、各鉱産地で灰中に鑄流して粗製したる銀塊であり、形状は円形・楕円形その他、これに極印を打った。それを素材として一定のナマコ形に鑄造したものが丁銀である。入用なだけ鉦で切つて遣った。その時に齟齬が生じた。物の対価に必要な丁銀を正確に切れない。不足分は銭を渡すのか、品物を増加させるのか。物の増減が出来ない形状ならお金の貸借勘定を作ったか。商品の対価として銀塊・銀錠を鉦で切る。切銀を秤で計量して商品の対価よりも多い場合、商品売る方は、その差額分の商品を付加するか、銭で支払うことになる。この時に必要な換

算、相場が存在しない当時は、商売の基本である「**相対**⁽¹⁹⁾」で決着したように思う。

もし銀塊を切った分量が商品の対価に等しいなら問題はないが、常に一定の銀塊を切れるとは限らない。多めに切った場合は、支払いを受ける側から余分な銀塊は返してもらわなければならない。これは釣銭と同義である。銭で支払う小割計算の方が簡単で理にかなっている。何回も何回も切り分けることは大変である。

金極・銀極・銭極があるのは釣銭になんらか関係しているのではないだろうか。金貨は四進法で、江戸銀に代表される公定相場が釣りやすいにさせた。金一両は銭四貫目、金一朱は銭二百五十文だから問題はない。ただ市中相場なる変動が認められる場合は違う。銀の様に丁銀・小粒銀の重さが不定の場合は、秤にかけて重さを計量し、価値を決定し、次に商品と対比させ支払いが多ければ初めて釣銭が生じる。勿論、その日の相場で決済する。相対が商売の基本であれば、切銀の多少は商品の増減、他のサービスをする。釣銭という過程には仲間相場なるものが存立していなければ比価はできない。切銀が少なくなる頃から地域差はあるにしても釣銭が普及していった。逆に言うと市中相場なり仲間相場が確立していった時期がある。古金銀引替令でも同じ増歩が使用される。引替を促進するため発布された。

『国史辞典』「切遣⁽²⁰⁾」 遠藤佐々喜

秋田銀は鉦にて切りたるを以て、俗に鉦切銀とも唱へた。貨幣両替の切賃の称呼はこれより起る。秋田銀（灰吹銀と鑄貨の形勢

力備えた銀小判との二大別があり、灰吹銀とは山出しのままの粗製銀のことをいい、領内通用の他に、江戸幕府公定の丁銀、豆板銀の鑄造材料に供らられた。秋田の灰吹銀は秋田山銀、佐竹花降銀などがあるが、いずれも切り遣いで、一つの銀に多数の極印を鹿ノ子まだらに打つ、切り遣いをするためで、両替賃を切賃というのはここから起こった。に限らず諸国使用の灰吹銀、例えば加賀切銀及び朱府銀、石見秋田銀に限らず諸国使用の灰吹銀、例えば加賀の切銀及び余府銀、石見の公用銀（貢納灰吹）その他多くの切遣ひの銀が諸国に行われた。その切遣ひをなすために銀の表面にはその産出所特有の極印がほとんど隙間なく一杯に打ち込まれている。大を小に切つても元の銀の名が失われない。江戸幕府で丁銀の勢力定めてから、それらの諸国灰吹銀は丁銀の鑄造の銀地金に供せられたがその丁銀にも大黒常是特有の極印が満面に打印されてあるのは切遣ひの遺風を伝えたものである。而して慶長年代初期には、丁銀でも灰吹銀同様に切遣ひにしたこともある。

「改算知恵車大全」⁽¹²⁾にはいぶぎと丁銀の両替例がある。

△はいぶぎと丁銀と内四割引にてかゆる時灰吹百目の代八丁銀何ほどと問丁銀百六十六匁六分六厘也

術云百目と置内四割引残て六十匁にて灰ふき百目をわれバ代銀百

六十六匁六分六厘と成也

△はいぶぎと丁銀と内四割引にてかゆる時銀百六十匁のはいぶき八何程と問はいぶき九十六匁也

術云百目と置内四割引残て六十匁を銀百六十匁にかけてしる也

21 釣銭の例

「馬琴日記」は細部にわたり商売や生活にかかわりのある事を記している。日記から釣銭の描写を抜き出すと想像以上にある。ただ天保・嘉永年間の一部に江戸の銭相場の記録がない。それでも天保三年・四年・五年に年間の銭の高値、銭の底値が残っている。それを使用して釣銭の実態に迫るが、精査できない恨みは残る。

① 文政十二年三月二十九日⁽¹³⁾

一 昼後、清右衛門来ル。過日廿二日、類焼見舞二差遣し候酒代金 壹分壹朱之内、つり銭百八拾文持参。

文政十二年正月の銭相場が六貫六百元、十二月の銭相場が六貫四百文、六貫四百文わる金一分なら銭千六百文、一朱なら銭四百文、ここでは酒の代金として金壹分壹朱を支払い、釣銭が百八十文となっている。金壹分壹朱の総額は二千文、そこから百八十文を引くと、千八百二十文が酒の価格となる。

② 天保三年正月廿一日⁽¹⁴⁾

此二包脚ちん三百文、并二、大坂河内やも兵衛へ遣し候書状、十日限、脚ちん五十二文、京角鹿清蔵へ同断、是又五十二文、合て四百四文、此金壹朱遣し、つり銭五文取、

天保三年二月の銭相場は六千五百二十五文、十二月の銭相場は六千六百二十文、二月の銭相場で計算すると、六千五百二十五文わる金一朱は四百七、八文になる。ここから四百四文を引くと、三、八文になる。十二月の銭相場では、六千六百二十文割る金一朱は四百十三、七文になる。同様に四百四文を引けば九、七文になる。

③ 同十月二日⁽¹⁸⁾

一昼前、大丸や友八《より》、荷持ヲ以、過日申付置候、太郎のしめ切付もん出来、差越之。則、代金壹両壹匁八分の処、壹両と壹朱わたし遣し、つり銭式百十四文、取之。

同年二月の銭相場は六千五百三十五文割る金一朱は銭四百八、四文になる。また、十二月の銭相場では六千六百二十文割る金一朱では、四百十三、七文になる。代金は金壹両と銀壹匁八分のところ、金壹両と壹朱を渡した。江戸の公定相場は金壹両に付銀六十目だから、金壹両は銀三匁七分五厘。銀壹匁の銭高は百八、九文と百十、三文になる。そこから銀三匁七分五厘から代金の一分である銀壹匁八分を引くと銀壹匁九分五厘が釣銭である。銀貨ではなく銭で渡すことになった。百八、九文掛ける銀壹匁九分五厘では、銭二百十二、三文と二百十五文になる。かなりの近似値である。

④ 天保五年七月廿五日⁽¹⁹⁾

右手間賃、三匁四分のよし二付、金壹朱遣し、三分五厘つり銭取、

金一朱は銀三匁七分五厘、単純に銀三匁四分を引くと銀三分五厘になる。

⑤ 「日本永代蔵」⁽²⁰⁾ 卷五―世渡りには淀鯉のはたらき

「算用しませう」といへば、拾八匁二分の書出しに、「壹匁六分數ひとつ」と書付して、然もつきの悪き銀を、「こなたへ懸て置ました。いやなら、いやになされ」

「勘定しましょう」と言つて、十八匁二分の請求書に対し、釣りを銀包みで渡すのに、「一匁六分數一つ」と書付した銀包み一つ、しかも質の悪い銀包みを出し、「これはあなたの分として量つておきました。いやなら受け取らなくても結構です。」

⑥ 豆銀じゃ釣下んせと南禅寺⁽²¹⁾

いかに高い南禅寺の湯豆腐でも小粒銀を渡せば釣りがあつた。

注

- (1) 岡田甫『誹風柳多留全集・索引篇』三首堂、一九九九年
 (2) 注(1)に同じ
 (3) 注(1)に同じ

- (4) 注(1)に同じ
 (5) 注(1)に同じ
 (6) 注(1)に同じ
 (7) 注(1)に同じ
 (8) 注(1)に同じ
 (9) 編者小池正胤、宇田敏彦、中山右尚、棚橋正博、『江戸の戯作絵本』三、「天下一面鏡梅鉢」唐采参和作、栄松斎喜画、寛政元年) 社会思想社、一九九七年
 (10) 石井良助・高柳真三『御触書天明集成』岩波書店、一九八九年(御城内外供廻り等之部)
 (11) 石井良助・高柳真三『御触書宝曆集成』岩波書店、一九七六年(牛馬車等之部)
 (12) 中田薫『徳川時代の文字に見えたる私法』岩波書店、一九八四年
 (13) 三井高維『新稿両替年代記關鍵考証篇』柏書房、一九七一年
 (14) 注(1)に同じ
 (15) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』四、「俳諧さゝれ石」享保十五年) 東洋書院、一九八七年
 (16) 編者東京都『東京市史稿』(産業編五) 臨川書店、一九九九年
 (17) 編室松岩雄『類聚近世風俗志』(「守貞漫稿」喜田川守貞) 榎本書房、一九二七年
 (18) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』十二、「狂俳冠句太箸集」天保六年) 東洋書院、一九八五年
 (19) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』九、「はいかひ天神花」宝曆三年) 東洋書院、一九八六年
 (20) 注(1)に同じ
 (21) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』十二、「続太はし集初編」天保十二年) 東洋書院、一九八五年
 (22) 大鎌淳正『古銭語事典』日本貨幣商協同組合、一九七八年
 (23) 編集小学館国語辞典編集部『精選版日本国語大辞典』小学館、二〇〇六年
 (24) 注(1)に同じ
 (25) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』十二、「奉納八橋山はいかい一軸」文化十三年) 東洋書院、一九八五年
 (26) 注(25)に同じ
 (27) 注(25)に同じ
 (28) 校注・訳者鳥越文蔵・山根為雄・長友千代治・大橋正叔・阪口弘之『近松門左衛門集』1 (「浄瑠璃・博多小女郎波枕」近松門左衛門、享保三年) 小学館、二〇〇三年
 (29)
 (30) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』三、「大江山」不明) 東洋書院、一九八六年
 (31) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』七、「蘭石ら評一枚摺集」宝曆三年) 東洋書院、一九八七年
 (32) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』六、「折句道しるべ」明和四年) 東洋書院、一九八四年
 (33) 注(1)に同じ
 (34) 注(1)に同じ
 (35) 注(1)に同じ
 (36) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』九、「新撰笠青木賊」天明四年) 東洋書院、一九八六年
 (37) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』二、「俳諧ちゑぶくろ」宝永六年) 東洋書院、一九八四年
 (38) 酒井欣『日本遊戯史』拓石堂、一九七七年
 (39) 注(1)に同じ
 (40) 江馬努『日本歳事史』京都之部、内外出版、一九二三年
 (41) 監修坂本太郎『風俗辞典』東京堂、一九七五年
 (42) 注(1)に同じ
 (43) 注(1)に同じ

- (44) 注(1)に同じ
- (45) 注(1)に同じ
- (46) 注(1)に同じ
- (47) 注(1)に同じ
- (48) 注(1)に同じ
- (49) 注(1)に同じ
- (50) 注(1)に同じ
- (51) 注(1)に同じ
- (52) 編者森銚三、野間光辰、中村幸彦、朝倉治彦『随筆百花苑』第七卷
〔浪花見聞雑話〕富の札〕中央公論社、一九七八年
- (53) 注(1)に同じ
- (54) 注(1)に同じ
- (55) 注(1)に同じ
- (56) 注(1)に同じ
- (57) 注(1)に同じ
- 校注・訳者中野三敏・神保五彌・前田愛『浮世床』初編中(式亭三馬、文化十年)二〇〇〇年
- (58) 『集古』巻五(山中笑)一九〇六年
- (59) 松浦静山『甲子夜話』続篇巻三
- (60) 注(57)に同じ
- (61) 十返舎一九『替銭通用寿護録』中、寛政八年(一七九六)
- (62) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』四、〔前句冠塵塚〕享保十五年(東洋書院、一九八七年)
- (63) 十返舎一九『替銭通用寿護録』上、寛政八年
- (64) 注(61)に同じ
- (65) 十返舎一九『替銭通用寿護録』下、寛政八年
- (66) 注(61)に同じ
- (67) 『大阪市史』第三、清文堂出版、一九七九年
- (68) 注(67)に同じ

- (69) 『大阪市史』第四上、清文堂出版、一九七九年
 - (70) 『大阪市史』第四下、清文堂出版、一九七九年
 - (71) 監修渡辺和敏『近世豊橋の旅人たち』―旅日記の世界―(道中覚日記)豊橋市二川宿本陣資料館、二〇〇二年
 - (72) 吉田光由「改算大正算法知恵袋大全」文化三年(一八〇六)
 - (73) 編纂黒羽兵治郎『大阪商業史料集成』第三輯、清文堂出版、一九八四年
 - (74) 注(73)に同じ
 - (75) 編者三田村鳶魚『未刊随筆百種』第十巻、(「在京在阪中日記」)関次郎)中央公論社、一九七七年
 - (76) 注(75)に同じ
- これ以外に、泉貨部・称量部『古事類苑』では、「市中取締類集 銭相場」嘉永五年十一月銭相場書上として、十一月十四日夜
- 一金壹両に付 当月六日書上より拾六文下直に御座候
 - 真鍮銭 六貫貳百三十式文 売上
 - 百文銭 六貫貳百八拾文 買下
 - 金貳朱に付
 - 銭七百七拾六文
 - 一金壹両に付 右同日書上と同事に御座候
 - 小銭 六貫三百拾六文 売上
 - 六貫三百八拾文 買下
 - 金貳朱に付
 - 小銭 七百八拾六文
 - 右の通御座候以上
 - 子十一月十五日
- 銭掛
名主共
- 「貨幣通考」安政三辰年兌舖之稟状、「明慶録」万延元年七月十九日
銭相場がある。

- (77) 磐田市史編さん委員会『磐田市史料編五』磐田市、一九九六年
- (78) 富山房国史辞典編集部『国史辞典』(「金銀銭公定相場」遠藤佐々喜、富山房、一九四二年)
- (79) 「貨幣」第二百四十一号(「慶長以来銭相場の公定相場略年表」遠藤萬川)東洋貨幣協会、一九三九年
- (80) 編者小池正胤・宇田敏彦・中山右尚・棚橋正博『江戸の戯作絵本』続二(「京伝憂世之酔う醒」山東京伝作、兎角亭亀毛画、寛政二年)社会思想社、一九九五年
- (81) 泉貨部秤量部『古事類苑』(42)吉川弘文館、一九六七年
- (82) 富山房国史辞典編集部『国史辞典』(「四文銭」遠藤佐々喜)富山房、一九四三年
- (83) 編集兼発行者早川純三郎『五月雨草紙』国書刊行会、一九二二年
- (84) 注(23)に同じ
- (85) 注(13)に同じ
- (86) 編者肥田皓三・中野三敏『林若樹集』(「串団子の数」林若樹)青裳堂、一九八三年
- (87) 注(86)に同じ
- (88) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』十一、(「文化十一載戌之春二之巻」文化十一年)東洋書院、一九八七年
- (89) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』九、(「はいかひ天竺花大名」宝暦末年)東洋書院、一九八六年
- (90) 注(36)に同じ
- (91) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』一、(「俳諧花相撲」宝永二年)東洋書院、一九八六年
- (92) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』一、(「軽口頓作」宝永六年)東洋書院、一九八六年
- (93) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』七、(「実ばへ菊」元文四年)東洋書院、一九八七年
- (94) 市史編さん室『旅へのいざない』(「伊勢参宮并熊野三社廻り金毘羅参詣道中道法附」安政六年)二戸市教育委員会、二〇〇六年
- (95) 市史編さん室『旅へのいざない』(「道中帳」慶応二年)二戸市教育委員会、二〇〇六年
- (96) 市史編さん室『旅へのいざない』(「伊勢参宮并金毘羅参詣道中記」嘉永六年)二戸市教育委員会、二〇〇六年
- (97) 注(77)に同じ
- (98) 注(23)に同じ
- (99) 校注鈴木棠三『醒睡笑』(「醒睡笑」安楽庵策伝)岩波書店、一九九三年、
- (100) 編集岩手県立博物館『お金と人の世』財団法人岩手県文化振興事業団、一九九三年
- (101) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』八、(「俳諧梅の艶」文化元年)東洋書院、一九八七年
- (102) 日本随筆大成編集部『日本随筆大成』第四卷(「増訂半日閑話」大田覃)吉川弘文館、一九二七年
- (103) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』十一、(「冠附かみ磨」文化十一年)東洋書院、一九八七年
- (104) 校訂鈴木勝忠『雑俳集成』五、(「菜の花」享保十七年)東洋書院、一九八五年
- (105) 注(1)に同じ
- (106) 注(1)に同じ
- (107) 注(1)に同じ
- (108) 注(17)に同じ
- (109) 近世史料研究会『江戸町触集成』第九卷、塙書房、一九九八年
- (110) 近世史料研究会『江戸町触集成』第十一卷、塙書房、一九九九年
- (111) 近世史料研究会『江戸町触集成』第十四卷、塙書房、二〇〇〇年
- (112) 編集大阪市史編纂所『大阪市史料第三輯』(「浪花文庫」浜松歌園)大阪市史料調査会、一九八一年
- (113) 注(23)に同じ

- (114) 注(89)に同じ
- (115) 編集財団法人大蔵財務協会編『日本通貨変遷図鑑』財団法人大蔵財務協会、一九五八年
- (116) 編集発行工藤裕司『方泉処』四号、ハドソン東洋鑄造貨幣研究所、一九九三年
- (117) 富山房国史辞典編集部『国史辞典』(「あおざし」遠藤佐々喜)富山房、一九四〇年
- (118) 三井高維『新稿両替年代記關鍵資料篇』柏書房、一九七一年
- (119) 編纂者東京大学史料編纂所『日本関係海外史料』訳之編之上、東京大学、一九七九年
- 『日本関係海外史料』にイギリス商館長日記がある。この日記はリチャード・コック鬆が二年間日本に滞在した記録でもある。一六一六年一月に次の記事があった。「吾々は以前アンドレア・ディティスと我々の鉛全部の値段を一ピコル当り六〇匁と決めてあったが、しかし、今は一日本人が我々に一ピコル当り六五匁で買おうと申出て、彼は、我々から半分だけ彼に売ってやることで同意した」
- (120) 富山房国史辞典編集部『国史辞典』(「切遣い」遠藤佐々喜)富山房、一九四二年
- (121) 「改算知恵車大全」
- (122) 校訂暉峻康隆『馬琴日記』第一巻(「曲亭馬琴日記」瀧澤馬琴)中央公論社、一九七三年
- (123) 校訂暉峻康隆『馬琴日記』第三巻(「曲亭馬琴日記」瀧澤馬琴)中央公論社、一九七三年
- (124) 注(123)に同じ
- (125) 校訂暉峻康隆『馬琴日記』第四巻(「曲亭馬琴日記」瀧澤馬琴)中央公論社、一九七三年
- (126) 校注・訳・谷脇理史・神保五彌・暉峻康隆『井原西鶴集』3(「日本永代蔵」井原西鶴)小学館、一九七二年
- (127) 注(1)に同じ

